

九州大学における災害ボランティア活動について

平成30年 7月31日

総 長 裁 定

第1 趣旨

日本の基幹大学である九州大学の役員、職員又は学生（以下「構成員」という。）が有する専門的な知識・技術や経験と、支援活動に対する意欲・活力を最大限に生かし、被災地及び被災者の早期の復旧・救援の一助となるべく、災害ボランティアを推進することを目的とする。

第2 対象となるボランティア活動

本裁定におけるボランティア活動とは、原則として、災害救助法に適用された地域や当該地域の被災者の救援・復旧等を目的とする活動に本学の構成員が関わるものであって、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本学の構成員が、別紙1「災害ボランティア活動の共通指針」に基づき、本学が主体となって企画・実施するものに参加して行う災害ボランティア活動
- (2) 本学の構成員が、本学以外の他の団体等が主体となって企画・実施するものに参加して行う災害ボランティア活動

第3 遵守すべき災害ボランティア活動の原則

本学の構成員が、災害ボランティア活動に従事する場合にあっては、次に掲げる活動原則（以下「ボランティア活動4原則」という。）を遵守するものとする。

①自発性の原則

公共機関や他人から強制されるのではなく、自発的意志に基づいて行われるものであるという原則

②公共性の原則

活動が特定の人たちの単なる私益につながるものではなく、社会や公共の福祉に役立つべきであるという原則

③無償性の原則

活動の見返りとして金銭的報酬など物的利益を期待すべきではないという原則

④先駆性の原則

活動が画一的に取り組みられるだけでなく、社会の発展や開発をリードする先駆的な活動であるという原則

第4 災害ボランティア活動の届出

ボランティア活動に従事する前に、別記様式第1号の災害ボランティア活動届出書及び別記様式第2号の誓約書を学務部学生支援課に提出すること。

第5 学生が行う災害ボランティア活動の留意事項等

- (1) ボランティア活動保険等に加入するとともに、保護者の同意を得た上で、ボランティア活動4原則を遵守するほか、別紙2「自然災害等における学生ボランティア活動10の心得」を踏まえて行うこと。
- (2) 災害ボランティア活動に要する経済的な負担の軽減を図るため、災害ボランティア活動に従事する学生が本学の正規学生の場合であって、別に定める要件を満たす場合は、当該学生に対し経済的補助を行うことができる。